

- 日本エディタースクール出版部 1981  
岡 正雄『異人その他』1979  
『国文学・解釈と鑑賞』1963年4月  
特集号  
佐々木高明『照葉樹林文化の道』日本放送出版協会 1982  
『稲作以前』日本放送出版協会  
1972  
『縄文文化の東と西』『創造の世界』  
53号 1985  
『日本文化の基層を探る～ナラ林  
文化と照葉樹林文化～』日本放送出版協会1993  
坪井洋文『イモと日本人～民俗文化論の課題』  
未来社 1979  
福田アジオ『村落景観の民俗的意味～東西日本  
論序説～』『国立歴史民俗博物館研究報告』第50集 1993.2  
『伝承地域と民俗の地域差～年中  
行事の東西日本対比～』『国立歴史民俗博物館研究報告』第52集 1993.11  
『日本社会の東西と日本海地方』  
『とやま民俗』47号 1995  
林屋辰三郎『日本文化の東と西』講談社 1974

#### 陶立璠著

上野稔弘訳 佐野賢治監訳『中国民俗学概論』

#### 鈴木 健之<sup>※</sup>

本書は陶立璠著『民俗学概論』（北京・中央民族学院出版社、1987年8月）の全訳である。ただし原書冒頭の馬学良氏の代序と著者の後記は訳されていない。代わって本書には著者の日本語版への序文、中華人民共和国民族分布略図、佐野賢治氏による現代中国民俗学略年譜と解説—中国民俗学の現状と課題—及び上野稔弘氏の翻訳ノートを付する。また原書にはなかった写真を多く挿入して効果を挙げ

※東京学芸大学第一部地域研究学科教授

ている。原書は著者の中央民族学院（93年に中央民族大学に改称）における講義録をもとにまとめ編まれたもので、三十余の大学などで教科書や参考書として採用されたという。中央民族大学教授陶立璠氏の経歴については佐野氏の解説中の紹介に譲る。近年しばしば来日、滞日されている陶氏が日本と中国の斯界の交流の懸け橋的人物として活躍していることは周知の通りである。

本書の章節立ては以下の通り。

#### 第一部

##### 第一章 序論

第一節 民俗と民俗学

第二節 民俗学の研究領域

第三節 民俗学学習の目的

##### 第二章 民俗の基本的特徴と分類

第一節 民俗の形成

第二節 民俗の基本的特徴

第三節 民俗の分類

##### 第三章 民俗の社会機能

第一節 民俗と社会生活

第二節 民俗の働き及び機能

第三節 民俗学とその他の社会科学の関係

##### 第四章 民俗学の方法論

第一節 民俗学の方法論とは何か

第二節 民俗学研究の基本方法

第三節 民俗学研究の順序と技術

#### 第二部

##### 第一章 物質民俗

第一節 居住民俗

第二節 服飾民俗

第三節 飲食民俗

第四節 生産・交通民俗

##### 第二章 社会民俗

第一節 家族と親族

第二節 村落

第三節 民間組織と民間職業集団の民俗

##### 第三章 歳時民俗

第一節 歳時民俗の形成と発展

第二節 祭日民俗の形成と分類

第三節 歳時民俗の特徴

第四章 人生儀礼

第一節 誕生儀礼

第二節 成年儀礼

第三節 婚姻儀礼

第四節 喪葬儀礼

第五章 精神民俗

第一節 巫術とその民俗

第二節 宗教・信仰民俗

第三節 民間禁忌

第六章 口承言語民俗及びその他

第一節 特殊な文学としての民間文学

第二節 口承言語民俗の分類と研究

第三節 民間遊芸民俗

第一部は総論、理論篇、第二部は各論、民俗全般の具体的紹介となっている。第一部の民俗学の成り立ち、定義、方法論などの論述は、われわれにとっては常識的であり、評者はいささか退屈を感じた。そこでは民俗学研究の目的は、突き詰めれば唯物主義によって人々が伝統文化の中の糟粕を捨て精華を取り、また封建迷信などの陋俗を排除して良俗を発揚し、巫術と科学を区別することを助けるためであるという原則が説かれ、民俗学が応用としての学問であることが強調されている。「実用民俗学」「中国式の社会主義民俗学」「中国の特色を持った民俗学」が標榜される所以である。特に第二部において、少数民族の民俗の事例が多数前面に出され、漢族の事例紹介は存外に少ない。少数民族の習俗のほうに奇抜で突出しており、古い「名残」を止めている場合が多いからであろう。同じ漢族であっても、地域や生業によってその民俗文化は異なり一様でないことは言うまでもない。著者にとっては自明な事柄で例示するまでもないのかもしれないが、われわれとしてはもっと多くの漢族の民俗の事例を知りたいところだ。いずれにせよ、本書は中国民俗学の現在を代表する主要な一書と言える。

翻訳について。この種の本の翻訳は大変むずかしく、容易な仕事ではない。事柄が古今、多岐にわたり、中国全般について博い知識が求められ、調べることも雑多で手間がかかる。評者は訳者の意気を壮とし、その努力を多とすにやぶさかでない。体系的な中国民俗学の概論書としては本邦初訳の意義も大いに認める。ただ通読した結果、翻訳は誤訳などを含め相当に問題があるというのが評者の忌憚のない感想である。以下幾つかのケースに分けて問題点を指摘例示しよう。

(a) ケアレス・ミスや校正漏れ

愁眉の急→焦眉(2頁、傍点は筆者) / [開放前の] 旧社会→解放(64、以下頁省略) / 父兄と母系→父系(188) / 核家族→各家族(192) / 礼を守る儀式→霊(203) / フェルト棒を着けて→フェルト帽(289) / 新郎の家出も早くに人をやって→家でも(290) / 白黒二食の花紋→二色(364)などは普通の読者もすぐ気が付く、ワープロの打ち間違いか校正漏れとおぼしき類。各民俗の経済発展に影響→各民族(68) / 飲食民族→民俗(159) / 民俗感情→民族(381)など民俗と民族の混同も単純なミス。漢字は誠にややこしいもので、書名人名など固有名詞の誤記誤植はなかなか免れがたいのだが、やはり細心の注意を払う必要がある。史記・天官→天官(114) / 『立世阿毗縣論』→曇論(293) / 鍾敬文→鍾敬文(16) / 顧頡剛→顧頡剛(372) / 範寅『越諺』→范寅(352) / 宗榜→段宗榜、杜朝逸→杜朝選(208) / 曹雪欣→曹雪芹(366) / 仰詔文化→仰詔(170, 296) / ミャオ族の「榔規」→榔規(207)。原書の誤植を踏襲したものもある。礼記・典礼上→曲礼上(129) / 赤列曲札『西藏土風記』→赤烈曲札『西藏風土志』(306) / 山東灘坊→灘坊(367)。

(b) 日本語としてなじまない訳

およそ翻訳の文体は大なり小なり齟齬があってあたりまえなのだが、ひっかかる訳が多い。まず原文の漢語をそのまま使用した訳

語が多い。日本語として違和感があり、字面や前後の脈絡からどうにか意味が取れるものもあるが、意味不明のものもある。プミ族は囲炉裏の周囲に寢床を設け、左側を男鋪、右側を女鋪とし→男の寢床、女の寢床 (120) / 品飲習俗 (146) / 三齒撓で魚を釣り (172) / 全鼓人家 (230) / 誕生日の属象 (249) / 民間口頭講述 (356)。儀式を挙行しなければなりません / 献上せねばなりません / 歌わねばなりません / 新婦は化粧直しをして出発せねばならず (288) 等々、「…しなければならない」という言い回しが多くて気になる。その原文「要」は習慣的にこうするものだ、こうすることになっているという程度の助動詞で、…しなければならないと訳すとそぐわない場合がある。訳者は律儀に逐一訳しているのうさくてくどい感じ。

#### (c) 誤訳

古典などの引用の訳は多く問題がある。古文は一律に読み下しし、しかも歴史的かなづかいを使っているが、漢文読みは一見わかったようでなお曖昧さを残す読み方なので、評者としては口語訳をしていただきたいかった。

『詩経・幽風・七月』「八月に績を載せ、績を載せ黄を載せ、我が朱孔陽を、公子裳と為す」→幽風「八月に載ち績ぎ、載ち玄載ち黄なり、我が朱は孔だ陽かにして、公子の裳と為す」(132)。注釈書に当たればこのような間違いは犯さなかったであろうし、原文の誤り「載績載黄」も判明したはずだ。顧炎武『日知録』の一節「月離れて畢す」→「月畢に離る」 / 農夫之を辞するなり→農夫の辞なり (220)。ここの「畢」や「火」の星宿名に訳注を加えるべきであろう。

初歩的誤訳の例。漢語「親友」をそのまま訳しているが、親戚友人とすべし。漢語「部落」も、未開部落タスマニア人 (72) 部落戦争 (364) のようにそのまま訳すが、漢語「部落」は tribe の意味でもあるから、部族ないしは種族と訳すべし。調査行動を約束する準則→制約

する (96)。漢語「約束」は約束の意味なし。満族が親となると帳に座る由来→婚礼の日に新婦が一日中寢床に座っている由来 (358)。漢語「成親」は結婚の意。視点を変えると→たちまち (273) 原文「転眼」。239頁表4 漢族の歳時祭日民俗の乞巧節(七夕)の項に「集まって巧を食べる」とあるのは重大な誤り。「乞巧」は女たちが機織りや刺繍などお針の上達を祈願する行事のこと。西側家屋の地下塔の板床の上→土間にしつらえた板の寝台 (301)。牛を盗んで、牛盗り→牛を屠る (319)。原文は「剽牛」、剽はここでは針などで突き刺すの意。

#### (d) 訳注の不備

訳注は幾つかあるが、「入門書として想定」しているのであれば、もっともっと多くの訳注が必要である。一部の蒙古族が中秋節を祝わない理由の一つは、この節日に「八月十五に韃子を殺す」という内容が附会され、民族感情を傷つけたからだという記事がある (43)。ここには何の訳注がなく、「八月十五に…」の意味といわれを知らない読者には、著者の意図がよく理解できないであろう。これには、元朝末、江蘇高郵の張士誠が秘かに予め中秋節八月十五日に食べる月餅の中に「八月十五に韃子(蒙古人に対する蔑称)を殺せ、どの家も一斉にとりかかれ」と認めた書き付けを忍ばせておき、当夜に至って民衆が元朝蒙古人支配に蜂起したという「反元闘争」の伝説があるからだ。このような背景についての簡単な訳注をつける必要があるし、また読者に対して親切であると思う。例えば、ブナルア家庭、改土帰流、土司、山官、開門節、乳扇、典婚、指腹婚、磨秋等々、簡単な訳注が是非とも欲しい。(勉誠社 1997)